



平成 29 年 11 月 22 日
内 閣 府
大臣官房公文書管理課

「行政文書の管理に関するガイドライン」の一部改正案についての 意見の募集について

標記の件につきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集を行います。

(1) 意見募集対象

「行政文書の管理に関するガイドライン」の一部改正案

(2) 意見募集期間

平成 29 年 11 月 22 日（水）～平成 29 年 12 月 10 日（日）**必着**

(3) 資料入手方法

○内閣府ホームページにおける掲載

(<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index/iken.html>)

○電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

○窓口での配布

内閣府大臣官房公文書管理課

（東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎第 8 号館 7 階 N718 室）

(4) 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください。なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。御意見が複数ある場合には、1 枚の用紙（意見募集用フォームでは 1 件。以下同じ。）に複数の意見を記入するのではなく、1 枚の用紙に 1 つの意見を御記入ください。

○ ホームページ上の意見募集用フォームの場合

こちら (<https://form.cao.go.jp/koubuninkai/opinion-0009.html>) から意見募集用フォームに進んでください。

意見募集用フォームに、氏名、メールアドレス、本件意見対象部分及び御意見を御記入ください。

○ F A X の場合

別添意見提出用紙に、氏名、連絡先、本件意見対象部分及び御意見を御記入の上、下記の F A X 番号宛てにお送りください。

F A X 番号：03-5512-2914

○ 郵送の場合

別添意見提出用紙に、氏名、連絡先、本件意見対象部分及び御意見を御記入の上、下記まで郵送ください。

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房公文書管理課 宛

(封筒表面に「ガイドライン改正案に関する意見」と朱書きしてください)

(5) 公開について

- いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。
- 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ使用いたします。

(問合せ先)

内閣府大臣官房公文書管理課

TEL: 03-6257-1378

「行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正案」に対する意見提出用紙

氏 名	(法人の場合は会社名/部署名/担当者名)
住 所	
電話番号	
FAX番号	
御 意 見	
・ 該当箇所	
・ 意見内容	